

東京都交通局技術力評価型総合評価方式試行要綱

	19交資第1309号
	平成19年12月25日
改正	21交資第2227号
	平成22年3月29日
改正	22交資第1632号
	平成22年12月27日
改正	23交資第226号
	平成23年5月25日
改正	25交資第390号
	平成25年5月17日
改正	25交資第2350号
	平成26年3月24日
改正	27交資第2335号
	平成28年3月30日

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都交通局（以下「交通局」という。）が発注する建設工事において、品質確保を図るため、入札の際に、工事価格及び施工計画等の技術的能力を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「技術力評価型総合評価方式」という。）を試行するに当たり、基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一級技術者 建設業法(昭和24年法律第100号)第15条第2号イに該当する者をいう。
- (2) 二級技術者 建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者以外の者をいう。
- (3) その他の技術者 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。
- (4) コリンズ 一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システムをいう。
- (5) 工事成績評定通知書の総評定点 東京都交通局工事成績評定要綱、東京都工事成績評定要綱及びその他公営企業局の定める工事成績評定要綱に基づく、過去の工事成績評定通知書の総評定点をいう。

- (6) 基準日 各四半期の初日（4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。

(試行対象工事等)

第3条 技術力評価型総合評価方式の試行対象工事は、予定価格が、建築工事にあつては2億2千万円以上、土木工事にあつては1億6千万円以上（一般土木工事は1億円以上、道路舗装工事は8千万円以上とする。）、設備工事にあつては1億円以上の工事案件から選定する。ただし、特定調達契約（東京都交通局契約事務規程第79条第5号の「特定調達契約」をいう。）による契約を除くものとする。

- 2 工事を主管する部の長（以下「工事主管部長」という。）は、具体的な試行対象工事を決定し、資産運用部長に通知する。

(試行実施要領)

第4条 工事主管部長は、技術力評価型総合評価方式の試行に当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を内容とする試行実施要領を、技術審査委員会が実施する第8条第2項第1号に規定する調査及び審議を経て、資産運用部長と協議の上、定めるものとする。

- (1) 前条第2項に規定する試行対象工事の決定に係る方針
- (2) 第14条第3項及び同条第5項に規定する技術点を評価する項目（以下「技術点の評価項目」という。）の選択に係る方針
- (3) 第14条第3項に規定する技術点の評価項目のうち「施工計画に係る所見」に関する審査基準

- 2 試行実施要領を定めようとするときは第9条の規定に基づき、あらかじめ学識経験を有する2人以上の者から意見を聴取しなければならない。

(公表に当たり工事主管部長が定める事項)

第5条 工事主管部長は、技術力評価型総合評価方式を試行しようとする場合は、次に掲げる事項について、資産運用部長と協議の上、あらかじめ定めるものとする。

- (1) 工事件名、工事場所及び工事概要
- (2) 提出資料の様式及び提出方法
- (3) 価格点の評価方法
- (4) 技術点の評価項目及び評価方法
- (5) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (6) 資料についてのヒアリングを実施すること（資料についてのヒアリングを実施する場合）。
- (7) 資料の提出後は、原則として資料に記載された内容の変更を認めないこと。
- (8) 資料に記載された配置予定技術者は、原則として変更できないこと。ただし、第11条の規定による資料の提出後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に、配置予定技術者の変更の申し出があった場合で、申し出のあった配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計が当初の配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計以上であることを確認できたときはこの限りでない。
- (9) 一般競争入札による場合、詳細は入札説明書によること。
- (10) その他必要と認める事項

(入札公告)

第6条 技術力評価型総合評価方式を試行しようとする場合の入札公告においては、前条の事項及び次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 技術力評価型総合評価方式の対象工事であること。
- (2) 技術力評価型総合評価方式とした理由

(発注予定工事の事前公表において示す事項)

第7条 技術力評価型総合評価方式を試行しようとする場合の発注予定工事の事前公表においては、第5条に掲げる事項のうち第9号を除いたもの及び次に掲げる事項を公表事項として明示するものとする。

- (1) 技術力評価型総合評価方式の対象工事であること。
- (2) 技術力評価型総合評価方式とした理由

(技術審査委員会)

第8条 工事主管部長は、技術力評価型総合評価方式における試行実施要領の策定及び技術点の評価に当たって、技術審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 審査委員会は、次の事項を所掌するものとする。
 - (1) 試行実施要領の策定に当たっての調査及び審議
 - (2) 技術点の評価に当たっての審査
- 3 審査委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 4 審査委員会は、委員長が招集する。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第9条 試行実施要領及び落札者決定基準を定めようとするとき工事主管部長は、あらかじめ学識経験を有する2人以上の者から、次の内容についての意見を聴取しなければならない。

- (1) 試行実施要領及び落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
 - (2) 落札者を決定しようとするとき改めて学識経験を有する者からの意見聴取を行う必要の有無
- 2 前項第2号において、必要があるとの意見が述べられた場合には、落札者（あらかじめ予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みをした者のうち、価格その他の条件が交通局にとって最も有利な者）を決定しようとするときは、学識経験を有する2人以上の者から、その決定についての意見を聴取しなければならない。

(技術力評価型総合評価方式における入札方式)

第10条 技術力評価型総合評価方式の入札は、予定価格に応じて、一般競争入札又は指名競争入札によるものとする。

また、指名競争入札のうち共同企業体に発注する場合であっても、あらかじめ自主的に結成された共同企業体に競争入札参加希望申込みを行わせる方式により行うものとする。

(競争入札参加申込みに当たっての資料の提出)

第11条 当該競争入札の参加資格確認を申込み者又は当該競争入札に参加を希望する者（以下「競

争入札参加希望者」という。)は、入札公告又は発注予定工事の事前公表に基づき、当該競争入札の参加資格確認申込み又は当該競争入札の参加希望申込み(以下「競争入札参加申込み」という。)の提出と併せて、「施工計画評価点」以外の第14条第3項に規定する技術点の評価項目ごとの評価点を示す資料を提出するものとする。

(指名選定及び競争入札参加資格の確認等)

第12条 指名競争入札における指名業者の選定に当たっては、東京都交通局工事請負指名競争入札参加者指名基準(平成6年10月25日付6交経第699号。以下「指名基準」という。)により指名すること。ただし、本試行要綱を適用する案件に限っては、指名基準第5及び第8を原則として適用せず、次のとおりとする。

なお、指名基準第7(5)については、(1)により指名を行う際に適用する。

(1) 指名基準第5については、「資産運用部長は、第4の1の定めにかかわらず、当該等級の直近上位又は直近下位の等級に属する者のうちから指名することができる。」と読み替える。

(2) 指名基準第8については、「当該競争入札に参加を希望する者で、この基準による指名が可能な者を指名するものとする。」と読み替える。

2 資産運用部長は、第17条第4項に規定する「工事成績評価点」に係る資料を確認した上で、競争入札参加資格の確認又は指名業者の選定を行うものとする。

3 競争入札参加資格の確認又は指名業者の選定に当たっては、第17条第4項に規定する「工事成績評価点」の算定の基となる工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満でない者を対象とする。

(競争入札参加者の資料の提出)

第13条 競争入札参加希望者のうち、当該競争入札の参加資格確認の通知を受けた者又は当該競争入札の参加者として指名を受けた者(以下「競争入札参加者」という。)は、入札と併せて、第17条第2項の「施工計画評価点」を示す資料を提出するものとする。

2 資産運用部長は、「工事成績評価点」に係る資料及び「工事成績評価点」以外の技術点に係る資料(以下「全ての技術点に係る資料」という。)を工事主管部長に送付するものとする。

(総合評価の方法)

第14条 技術力評価型総合評価方式の評価は、価格点と技術点とを合計した評価値による。

2 価格点の評価は、次のとおりとする。

価格点=(式①×0.4+式②×0.6)×0.8

式① (上限は50点とする。)

$$50 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{最低入札価格}} + \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

・最低入札価格について、基準値[※]を下回る場合は、基準値とする。

(※) 基準値=直接工事費×75%+共通仮設費×70%+現場管理費×70%+一般管理費等×30%
+ガス工事費+発生材売却費等

・最低入札価格について、最低制限価格制度適用案件においては、最低制限価格未満の入札を除き、最も低い金額とする。

・最低入札価格と予定価格が同額の場合は、50点とする。

式② (上限は50点とする。)

$$50 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{調査基準値}} + \frac{\text{調査基準値}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

・調査基準値は、調査基準価格又は最低制限価格を、有効数字3桁として、端数処理したものとす。(4桁目は切り上げる)。

3 技術点の評価は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」から算定するものとし、技術点の評価項目、技術点の評価項目ごとの評価点及び満点は、別表1のとおりとする。ただし、「企業の信頼性・社会性」における環境への配慮実績、雇用・就業への配慮実績、仕事と家庭の両立支援配慮実績又は女性活躍推進の実績については、評価項目ごとに実績を有していても合計で1点を上限とする。

また、技術点の上限は50点とする。

なお、技術点は、第5条第8号の規定により、配置予定技術者が変更となった場合についても、競争入札参加申込み時に申請した配置予定技術者の点数で評価する。

4 「企業の技術力」は、別表1に掲げる8つの評価項目とし、評価はそれらの評価点の合計によるものとする。

ただし、第17条第3項第6号及び同条第8条第5号の規定により同種工事を指定しない工事については、「企業の実績点」及び「配置予定技術者の実績点」を評価項目としない。

5 「企業の信頼性・社会性」は、別表1に掲げる評価項目とし、「事故及び不誠実な行為の有無」、「環境への配慮実績」、「雇用・就業への配慮実績」、「仕事と家庭の両立支援配慮実績」、「女性活躍推進の実績」及び別表1の備考欄に示す選択対象の評価項目(以下「選択対象項目」という。)のうち工事主管部長が選択し定める二つの評価項目とする。評価は、それらの評価点の合計によるものとする。

6 別表1に掲げる選択対象項目について、建築工事及び設備工事においては、「地域における実績」、「災害協定等の締結の有無」、「ISO9001又は14001認証取得の有無」及び「地域内における本店又は営業所の所在の有無」とし、土木工事においては、「地域における実績」、「災害協定等の締結の有無」、「単価契約工事又は緊急施工工事の実績」、「ISO9001又は14001認証取得の有無」及び「地域内における本店又は営業所の所在の有無」とする。

(技術点の評価)

第15条 工事主管部長は、資産運用部長から全ての技術点に係る資料の送付を受けたときは、速やかに審査委員会による技術点の審査を行うものとする。

2 技術点の評価は、工事主管部長が審査委員会の審査に基づいて、入札公告又は発注予定工事の事前公表において示した評価方法により決定するものとする。

(落札者の決定方法)

第16条 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、第14条第1項の評価値の最も高いものを落札者とする。

2 前項の評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(「企業の技術力」の評価方法)

第17条 「企業の技術力」の評価は、以下の項で規定する評価点の合計によるものとする。

2 「施工計画評価点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「施工計画に係る所見」については、当該発注工事の施工上の課題及び工程管理に着眼して競争入札参加者が提示する技術的所見を評価するものとする。

(2) 「施工計画評価点」は18点満点とし、「施工計画に係る所見」が優れている場合に18点、良い場合に12点、普通の場合に6点、劣る場合に0点とする。

(3) 工事主管部長は、必要があると認めるときは、「施工計画に係る所見」について、配置予定技術者に対してヒアリングを実施した上で評価することができるものとする。

3 「企業の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「企業の実績点」は2点満点とし、競争入札参加者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、同種工事の実績を1件以上有する場合に2点、それ以外の場合に0点とする。

(2) 前号の同種工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものとし、起工時に指定する。

(3) 「企業の実績点」は、コリンズに登録されたデータから算定する。

(4) 第1号の実績は、単体又は共同企業体の代表者としての実績とする。

(5) 当該発注工事が共同企業体を対象としている場合は、前号を踏まえた上で構成員いずれかの実績を対象とする。

(6) 同種工事の指定が困難な建築工事、設備工事の改修工事等の場合は、第1号の同種工事を指定しない。

4 「工事成績評価点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「工事成績評価点」の算定は、工事成績評定通知書の総評定点の平均に応じて、別表2のとおりとする。

(2) 工事成績評定通知書の総評定点の平均は、競争入札参加希望者が、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に3件の工事成績評定通知書の総評定点の相加平均とし、小数第2位以下は切り捨てを行い小数第1位とする。3件に満たない場合は、当該工事事件数のみを対象とする。工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は工事成績評定点の低いものを優先する。

また、工事成績評定通知書の総評定点が60点未満のものは、当該総評定点を0点として算定するものとする。

(3) 工事成績評定通知書は、東京都（交通局及び他の公営企業局を含む。以下同じ。）の発注工事のみを対象とする。

(4) 「工事成績評価点」の算定の対象工事は、原則として、東京都建設工事等競争入札参加資格の業種区分で当該発注工事と同一の業種とする。

なお、当該発注工事と異なる業種を対象とする場合は、起工時に指定するものとする。

- (5) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、共同企業体としての「工事成績評価点」は、第1号に基づき算定される構成員ごとの工事成績評価点全てについて、構成員ごとの出資割合で加重平均することにより算定するものとする。
- 5 「企業の優良工事表彰の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
 - (1) 「企業の優良工事表彰の実績点」は2点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、優良工事として表彰された実績を1件以上有する場合に2点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 優良工事として表彰された実績は、東京都の発注工事において、工事を優良な成績で完成させたとして、工事主管局等の長から賞状等の書状を贈呈された実績を対象とする。
 - (3) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 6 「技術提案採用の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
 - (1) 「技術提案採用の実績点」は2点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込みの提出の時点で、入札時VE又は契約後VEを適用した工事において技術提案が採用された実績を1件以上有する場合に2点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 前号の適用工事は、東京都の発注工事かつ、東京都建設工事等競争入札参加資格の業種区分と当該発注工事とが同一業種であることとする。
 - (3) 第1号の実績は、単体又は共同企業体の代表者としての実績とする。
 - (4) 当該発注工事が共同企業体を対象としている場合は、前号を踏まえた上で構成員いずれかの実績を対象とする。
- 7 「配置予定技術者の資格点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
 - (1) 「配置予定技術者の資格点」は3点満点とし、配置予定技術者が、当該発注工事の建設業法上の業種について、一級技術者の場合に3点、二級技術者の場合に2点、その他の技術者の場合に1点とする。

なお、複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。
 - (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者が保有する資格を対象とする。
- 8 「配置予定技術者の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
 - (1) 「配置予定技術者の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、同種工事の実績1件について、監理技術者として関わった場合に3点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に1点、それ以外の場合に0点とする。

なお、実績の対象となる工事において、配置予定技術者が複数の職務を兼ねていた場合は、いずれか一つの職務についてのみ評価する。
 - (2) 前号の同種工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものとし、起工時に指定する。
 - (3) 「配置予定技術者の実績点」は、コリンズに登録されたデータから算定する。
 - (4) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。
 - (5) 同種工事の指定が困難な建築工事、設備工事の改修工事等の場合は、第1号の同種工事を指定しない。
- 9 「配置予定技術者の優良工事の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

- (1) 「配置予定技術者の優良工事の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として関わった工事の実績1件について、工事成績評定通知書の総評定点が80点以上の場合に3点、工事成績評定通知書の総評定点が75点以上80点未満の場合に2点、それ以外の場合に0点とする。
- (2) 工事成績評定通知書は、東京都の発注工事のみを対象とする。
- (3) 「配置予定技術者の優良工事の実績点」は、第1号の工事におけるコリンズに登録されたデータ及び工事成績評定通知書から算定する。
- (4) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。

（「企業の信頼性・社会性」の評価方法）

第18条 「企業の信頼性・社会性」の評価は、以下の項で規定する評価点の合計によるものとする。

- 2 「事故及び不誠実な行為の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
 - (1) 「事故及び不誠実な行為の実績点」は、競争入札参加者が、基準日の3年前の日から起算して3年の間に、東京都交通局競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱、東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱及び他の公営企業局が定める競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱に基づく指名停止を受けている場合に-5点とする。
 - (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 3 「地域における実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
 - (1) 「地域における実績点」は2点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が、基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事のうち、当該発注工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村において行った工事で、工事成績評定通知書の総評定点が65点以上の実績を1件以上有する場合に2点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 工事成績評定通知書は、東京都の発注工事のみを対象とする。
 - (3) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 4 「災害協定締結の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
 - (1) 「災害協定締結の実績点」は2点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が競争入札参加申込みの提出の時点で、東京都と災害時における防災活動について定めた災害協定を1件以上締結している場合に2点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 5 「単価契約工事又は緊急施行工事の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
 - (1) 「単価契約工事又は緊急施行工事の実績点」は2点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に、施設維持に係る単価契約工事又は災害時における緊急施行工事を完了した実績を1件以上有する場合に2点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 施設維持に係る単価契約工事又は災害時における緊急施行工事は、東京都の発注工事のみを対象とする。
 - (3) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 6 「ISO9001又は14001認証取得の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

- (1) 「ISO9001 又は 14001 認証取得の実績点」は 2 点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が競争入札参加申込みの提出の時点で、ISO（国際標準化機構）9000 シリーズの 9001 又は ISO14000 シリーズの 14001 を認証取得している場合に 2 点、それ以外の場合に 0 点とする。
 - (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 7 「地域内における本店又は営業所所在の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「地域内における本店又は営業所所在の実績点」は 2 点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者の「都と契約する本店又は営業所」の所在地が、当該発注工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村の場合（いずれの区市町村も都内に限る。）に 2 点、それ以外の場合に 0 点とする。
 - (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 8 「環境への配慮の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「環境への配慮の実績点」は 1 点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の 5 年前の日が属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年の間に、東京都が定めたとうきょう森づくり貢献認証制度の森林整備サポート認定、二酸化炭素オフセット認証、什器による二酸化炭素固定量認証又は建築物による二酸化炭素固定量認証に認定された実績を 1 件以上有する場合に 1 点、それ以外の場合に 0 点とする。
 - (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 9 「障害者雇用の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「障害者雇用の実績点」は 1 点満点とし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年 7 月 25 日法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 43 条第 7 項に規定する厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加者が、競争入札参加申込期間の末日の直近に公共職業安定所宛提出した障害者雇用状況報告書における実雇用率が法定雇用率を上回る場合に 1 点、それ以外の場合に 0 点とする。
 - (2) 前号に規定するほか、障害者雇用促進法第 43 条第 7 項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、第 8 号に規定する常用労働者のうち 1 週間の所定労働時間が 30 時間以上の障害者を 1 名以上雇用している場合は 1 点、それ以外の場合は 0 点とする。
 - (3) 第 1 号及び前号に規定するほか、障害者雇用促進法第 43 条第 7 項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、第 7 号に規定する短時間労働者のうち第 5 号に規定する重度身体障害者又は重度知的障害者を 1 名以上雇用している場合 1 点、それ以外の場合は 0 点とする。
 - (4) 第 1 号、第 2 号及び前号に規定するほか、障害者雇用促進法第 43 条第 7 項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、第 7 号に規定する短時間労働者のうち次号に規定する身体障害者、知的障害者又は精神障害者を 2 名以上雇用している場合は 1 点、それ以外の場合は 0 点とする。
 - (5) 第 2 号の障害者とは、障害者雇用促進法第 2 条の「身体障害者」「重度身体障害者」「知的障害者」「重度知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。
 - (6) 第 2 号から第 4 号までの加対象となる障害者は、競争入札参加申込日から起算して過去 3 か月以上雇用されている労働者に限るものとする。
 - (7) 短時間労働者とは、次の者をいう。

- ① 1週間の所定労働時間が、競争入札参加者の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、20時間以上30時間未満である者
 - ② ①に該当する者のうち、次号に規定する常用労働者である者
- (8) 常用労働者とは、次のいずれかの者をいう。
- ① 期間の定めなく雇用されている労働者
 - ② 一定の期間（例えば1か月、6か月等）を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者
- (9) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 10 「東京ワークライフバランス認定企業」の実績点は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「東京ワークライフバランス認定企業」の実績点は1点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京ワークライフバランス認定制度の長時間労働削減取組部門、休暇取得促進部門、仕事と育児の両立推進部門、仕事と介護の両立推進部門、多様な勤務形態導入部門又は職場における女性の活躍促進部門に認定された実績を1件以上有する場合に1点、それ以外の場合に0点とする。
- (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 11 「女性活躍推進の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「女性活躍推進の実績点」は1点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京都女性活躍推進大賞の大賞又は優秀賞を受賞した実績を1件以上有する場合に1点、それ以外の場合に0点とする。
- (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 12 前4項に規定する実績点について、複数の実績に該当する場合は、いずれか一つの実績のみ評価する。

(資料説明会)

第19条 資料説明会は開催しない。

(その他)

第20条 この要綱の実施に関し必要な事項は、工事主管部長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1

	評価項目	評価点	満点(点)		業種別の設定**			備考	
					建築 工事	土木 工事	設備 工事		
技術点	企業の 技術力	施工計画に係る所見	施工計画評価点	18	18	◎			
		企業の同種工事の実績	企業の実績点	2	19	◎			
		過去の工事成績評定	工事成績評定点	13		◎			
		企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点	2		◎			
		技術提案の採用実績	技術提案採用の実績点	2		◎			
		配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点	3	9	◎			
		配置予定技術者の同種工事の実績	配置予定技術者の実績点	3		◎			
		配置予定技術者の優良工事の実績	配置予定技術者の優良工事の実績点	3		◎			
	企業の信頼性 ・社会性	事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点	-5	-5	◎			有る場合に減点
		地域における実績	地域における実績点	2	4	○	○	○	選択対象の評価項目 (このうち二つを選択)
		災害協定等の締結の有無	災害協定締結の実績点	2		○	○	○	
		単価契約工事又は緊急施行工事の実績	単価契約工事又は緊急施行工事の実績点	2		-	○	-	
		ISO9001又は14001認証取得の有無	ISO9001又は14001認証取得の実績点	2		○	○	○	
		地域内における本店又は営業所所在の有無	地域内における本店又は営業所所在の実績点	2	○	○	○		
		環境への配慮実績	環境への配慮の実績点	1	1	◎			複数の実績を有する場合でも1点とする。
		雇用・就業への配慮実績	障害者雇用の実績点	1		◎			
		仕事と家庭の両立支援配慮実績	「東京ワークライフ・バランス認定企業」の実績点	1		◎			
		女性活躍推進の実績	女性活躍推進の実績点	1		◎			
		技術点の上限:50点							

※凡例：◎必須の評価項目、○選択対象の評価項目

別表 2

工事成績評定通知書の総評定点の平均	工事成績評価点
80点以上 100点以下	13
77.5点以上 80点未満	10
75点以上 77.5点未満	8
70点以上 75点未満	6
65点以上 70点未満	3
0点以上 65点未満	0

(公表事項作成例)

東京都交通局技術力評価型総合評価方式（試行）

公表事項

工事件名：

平成 年 月

東京都交通局

1 工事概要及び技術力評価型総合評価方式（試行）の適用理由等

この工事は、工事の品質確保を目指し、施工上の課題や工程管理を踏まえた施工計画等の技術的能力の審査を必要とするため、入札の際に工事価格と施工計画等の技術的能力を総合的に評価して落札者を決定する技術力評価型総合評価方式（試行）を適用する工事である。その件名、場所及び概要は、次のとおりである。

ア 工事件名：

イ 工事場所：

ウ 工事概要：

2 適用

この公表事項は、1に規定する工事（以下「本工事」という）に適用する。

3 提出資料の様式及び提出方法

(1) 競争入札参加申込みに当たっての提出資料

当該競争入札の参加資格確認を申し込む者又は当該競争入札に参加を希望する者（以下「競争入札参加希望者」という。）は、当該競争入札の参加資格確認申込み又は当該競争入札の参加希望申込み（以下「競争入札参加申込み」という。）の提出と併せて、次の資料を提出する。資料については、「6 技術点の評価項目」及び「7 技術点の評価方法」に規定する内容に基づき作成する。

ア 「過去の工事成績評定」申告書（様式1）

イ アの根拠資料として、7(3)に規定する工事成績評価点の算定の基となる工事成績評定通知書（再交付されたものを含む。）の写し

ウ 技術点に係る資料の提出について（様式2）

エ 「企業の同種工事の実績」申告書（様式4）及び根拠資料

オ 「企業の優良工事表彰の実績」申告書（様式4）及び根拠資料

カ 「技術提案の採用実績」申告書（様式4）及び根拠資料

キ 「配置予定技術者の保有する資格」申告書（様式5）及び根拠資料

ク 「配置予定技術者の同種工事の実績」申告書（様式5）及び根拠資料

ケ 「配置予定技術者の優良工事の実績」申告書（様式5）及び根拠資料

コ 「事故及び不誠実な行為の有無」申告書（様式6）及び根拠資料

サ 「地域における実績」申告書（様式7）及び根拠資料

シ 「災害協定等の締結の有無」申告書（様式8）及び根拠資料

ス 「単価契約工事又は緊急施行工事の実績」申告書（様式9）及び根拠資料

セ 「ISO9001 又は 14001 の認証取得の有無」申告書（様式10）及び根拠資料

ソ 「地域内における本店又は営業所の所在の有無」申告書（様式11）及び根拠資料

タ 「環境への配慮実績」申告書（様式12）及び根拠資料

チ 「雇用・就業への配慮実績」申告書（様式13）及び根拠資料

ツ 「仕事と家庭の両立支援配慮実績」申告書（様式14）及び根拠資料

テ 「女性活躍推進の実績」申告書（様式15）及び根拠資料

なお、工事成績評価点の算定の基となる工事成績評価通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満である者は、入札参加を認めない。

また、本工事が共同企業体への発注の場合は、全ての構成員について、ア及びイの資料を構成員ごとに作成し提出するとともに、工事成績表評価点の算定の基となる各構成員の工事成績評価通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満である場合は、入札参加を認めない。

(2) 競争入札参加者の提出資料

競争入札参加希望者のうち、当該競争入札の参加資格確認の通知を受けた者又は当該競争入札の参加者として指名を受けた者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札と併せて、次の資料を提出する。資料は、「6 技術点の評価項目」及び「7 技術点の評価方法」に規定する内容に基づき作成する。

「施工計画に係る所見」申告書（様式3）及び関連図面等（関連図面等がある場合に限る。申告書1枚につきA3判又はA4判で1～2枚とし、様式は問わない。）

(3) 9 (1) による配置予定技術者の変更を申し出る場合の提出資料

9 (1) により、競争入札参加申込み後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に配置予定技術者の変更を申し出る場合は、(1)のキからケまでのうち、変更を申し出る配置予定技術者の技術点に係る資料を提出する。

4 総合評価の方法及び落札者の決定方法

- (1) 技術力評価型総合評価方式（試行）の評価は、価格点と技術点とを合計した評価値により行う。
- (2) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、価格点と技術点との合計である評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者によるくじ引きにより落札者を決定する。

5 価格点の評価方法

価格点の評価は、次のとおりとする。

価格点 = (式① × 0.4 + 式② × 0.6) × 0.8

式① (上限は 50 点とする。)

$$50 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{最低入札価格}} + \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

・最低入札価格について、基準値[※]を下回る場合は、基準値とする。

(※) 基準値 = 直接工事費 × 75% + 共通仮設費 × 70% + 現場管理費 × 70% + 一般管理費等 × 30% + ガス工事費 + 発生材売却費等

・最低入札価格について、最低制限価格制度適用案件においては、最低制限価格未満の入札を除き、最も低い金額とする。

・最低入札価格と予定価格が同額の場合は、50 点とする。

式② (上限は 50 点とする。)

$$50 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{調査基準値}} + \frac{\text{調査基準値}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

・調査基準値は、調査基準価格又は最低制限価格を、有効数字 3 桁として、端数処理したものとする。(4 桁目は切り上げる)。

6 技術点の評価項目

技術点の評価は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」から算定するものとし、技術点の評価項目、技術点の評価項目ごとの評価点及び満点は、次表のとおりとする。ただし、「企業の信頼性・社会性」における環境への配慮実績、雇用・就業への配慮実績、仕事と家庭の両立支援配慮実績又は女性活躍推進の実績については、評価項目ごとに実績を有していても合計で 1 点を上限とする。

また、技術点の上限は 50 点とする。

	評価項目	評価点	満点(点)		
企業の技術力	施工計画に係る所見	施工計画評価点	18	46	
	企業の同種工事の実績	企業の実績点	2		
	過去の工事成績評定	工事成績評価点	13		
	企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点	2		
	技術提案の採用実績	技術提案採用の実績点	2		
	配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点	3		
	配置予定技術者の同種工事の実績	配置予定技術者の実績点	3		
	配置予定技術者の優良工事の実績	配置予定技術者の優良工事の実績点	3		
企業の信頼性・社会性	事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点	(-5)	(-5)	
	地域における実績	地域における実績点	2	4	
	災害協定締結等の締結の有無	災害協定締結の実績点	2		
	環境への配慮実績	環境への配慮の実績点	1	1	複数の実績を有する場合でも 1 点とする。
	雇用・就業への配慮実績	障害者雇用の実績点	1		
	仕事と家庭の両立支援配慮実績	「東京ワークライフ・バランス認定企業」の実績点	1		
	女性活躍推進の実績	女性活躍推進の実績点	1		

7 技術点の評価方法

(1) 「施工計画評価点」の算定方法

競争入札参加者は、「施工計画に係る所見」として、本工事の施工上の課題及び工程管理に着眼した技術的所見を記載する。

なお、具体的な課題等は次のとおりである。

施工上の課題：○○○○・・・

工程管理：○○○○・・・

「施工計画評価点」は18点満点とし、「施工計画に係る所見」が優れている場合に18点、良い場合は12点、普通の場合は6点、劣る場合は0点とする。その区分及び算定は下表のとおりである。

施工計画に係る所見	施工計画評価点
優 れ て い る	18
良 い	12
普 通	6
劣 る	0

また、この工事においては、次に掲げるとおり、「施工計画に係る所見」について、配置予定技術者に対してヒアリングを実施する。

ア 日 時：

イ 場 所：

ウ その他：

(2) 「企業の実績点」の算定方法

「企業の実績点」は2点満点とし、競争入札参加者が、基準日^(注1)の5年前の日から起算して5年の間に完了した1件の工事において、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（以下「コリンズという。」）における竣工登録を経て発行された登録内容確認書の技術データにより同種工事の要件が確認できる工事实績を有する場合は2点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は次表のとおりである。

企業の同種工事の実績	企業の実績点
1 件 以 上 あ り	2
な し	0

同種工事は、次のとおりとする。

同種工事：[工法] ○○○○○工、[△△] ◇◇◇◇◇以上

算定の根拠資料として、同種工事に競争入札参加者が企業として関わったことが確認できるコリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

また、実績の対象となる工事は、単体又は共同企業体の代表者として実施した案件に限るものとする。

(注1) 「基準日」とは、各四半期の初日（4月1日、7月1日、10月1日又は1月1日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。以下同じ。

(3) 「工事成績評価点」の算定方法

「工事成績評価点」は、過去の工事成績評定通知書（東京都（公営企業局を含む。以下「都」という。）の発注工事のみを対象とする。）の総評定点の平均に基づき、次表のとおりとする。

工事成績評定通知書の総評定点の平均	工事成績評価点
80点以上 100点以下	13
77.5点以上 80点未満	10
75点以上 77.5点未満	8
70点以上 75点未満	6
65点以上 70点未満	3
0点以上 65点未満	0

工事成績評定通知書の総評定点の平均は、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に3件の工事成績評定通知書の総評定点の相加平均とし、小数第2位以下は切捨てて小数第1位とする。3件に満たない場合は、当該工事件数のみを対象とする。工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は工事成績評定点の低いものを優先する。

また、工事成績評定通知書の総評定点が60点未満のものは、当該総評定点を0点として算定する。

なお、該当する工事が無い場合（0件）でも入札参加は可能である。

工事成績評価点算定の対象工事は、東京都建設工事等競争入札参加資格の業種区分において、本工事と同一の業種の工事とする。ただし、次の業種も工事成績評価点の対象とする。

〇〇工事

本工事が共同企業体への発注の場合の「工事成績評価点」は、上表に基づき算定される構成員ごとの「工事成績評価点」全てを、構成員ごとの出資割合により加重平均し、算定するものとする。

(4) 「企業の優良工事表彰の実績点」の算定方法

「企業の優良工事表彰の実績点」は2点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間（すなわち前年度を含む過去5か年度）に、優良工事として表彰された実績を1件以上有する場合は2点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は次表のとおりである。

企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点
1件以上あり	2
なし	0

優良工事として表彰された実績は、都の発注工事において、工事を優良な成績で完成させたとして、工事を主管する局等の長（以下「工事主管局長」という。）等から賞状等の書状を贈呈された実績を対象とする。対象となる表彰制度は巻末資料1による。

また、算定の根拠資料として、工事主管局長等から贈呈された、賞状等の書状の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(5) 「技術提案採用の実績点」の算定方法

「技術提案採用の実績点」は2点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込みの提出の時点で、入札時VE又は契約後VEを適用した工事において技術提案が採用された実績を1件以上有する場合は2点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

技術提案の採用実績	技術提案採用の実績点
1 件 以 上 あり	2
な し	0

入札時VE又は契約後VEを適用した工事は、都の発注工事において、東京都建設工事等競争入札参加資格の業種区分で本工事と同一の業種の工事とする。

算定の根拠資料として、都が通知した該当するVE提案等採否通知書の写しを提出する。

また、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

なお、実績の対象となる工事は、単体、又は共同企業体の代表者として実施した案件に限るものとする。

(6) 「配置予定技術者の資格点」の算定方法

「配置予定技術者の資格点」は、3点満点とし、配置予定技術者が、本工事の建設業法（昭和24年法律第100号）上の業種について、一級技術者（建設業法第15条第2号イに該当する者をいう。以下同じ。）の場合は3点、二級技術者（建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者以外の者をいう。以下同じ。）の場合は2点、その他の技術者（建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当するもので一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。）の場合は1点とする。その区分及び算定は次表のとおりである。

配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点
一 級 技 術 者	3
二 級 技 術 者	2
そ の 他 の 技 術 者	1

複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。

また、算定の根拠資料として、配置予定技術者の保有資格証（本工事の建設業法上の業種に関する資格）の写し又は実務経験を証明する資料を提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の保有する資格を対象とする。

(7) 「配置予定技術者の実績点」の算定方法

「配置予定技術者の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、コリンズにおける竣工登録を経て発行された登録内容確認書の技術データにより同種工事の要件が確認できる工事のいずれか1件について、監理技術者として関わった場合は3点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は次表のとおりである。

なお、実績の対象となる工事において、配置予定技術者が複数の職務を兼ねていた場合は、いずれか一つの職務についてのみ評価する。

配置予定技術者が同種工事に関わった経験及び責任	配置予定技術者の実績点
監 理 技 術 者	3
主任技術者又は現場代理人	1
な し	0

同種工事は、7(2)において規定する内容と同じとする。

また、算定の根拠資料として、同種工事に配置予定技術者が技術者として関わったことが確認できるコリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の保有する資格を対象とする。

(8) 「配置予定技術者の優良工事の実績点」の算定方法

「配置予定技術者の優良工事の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事（都の発注工事のみを対象とする。）のうち、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として関わった工事の実績1件について、工事成績評定通知書の総評定点が80点以上の場合は3点、工事成績評定通知書の総評定点が75点以上80点未満の場合は2点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は次表のとおりである。

配置予定技術者が監理技術者、主任技術者又は現場代理人として関わった工事の工事成績評定通知書の総評定点	配置予定技術者の優良工事の実績点
80点以上	3
75点以上80点未満	2
75点未満	0

また、算定の根拠資料として、配置予定技術者が技術者として該当工事に関わったことが確認できるコリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）の写し及び工事成績評定通知書（再交付されたものを含む。）の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。

(9) 「事故及び不誠実な行為の実績点」の算定方法

「事故及び不誠実な行為の実績点」は、競争入札参加者が、基準日の3年前の日から起算して3年の間に、東京都交通局競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成18年4月1日付17交資第1711号）に基づく指名停止を受けている場合は-5点とする。ただし、競争入札参加者が特定の業種（部門）について指名停止を受けている場合であって、本工事と指名停止を受けている業種（部門）が同一のときは-5点とする。区分及び算定は、次表のとおりである。

事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点
あり	-5
なし	0

また、算定の根拠資料として、都が通知した該当する指名停止通知書の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合、構成員いずれかが指名停止を受けていれば「事故及び不誠実な行為」は「あり」とする。

(10) 「地域における実績点」の算定方法

「地域における実績点」は2点満点とし、競争入札参加者が、基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事（都の発注工事のみを対象とする。）のうち、本工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村において行った工事で、工事成績評定通知書の総評定点が65点以上の実績を1件以上有する場合は2点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は次表のとおりである。

地域における実績	地域における実績点
1 件 以 上 あ り	2
な し	0

本工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村は、次のとおりである。

本工事の施工場所の属する区市町村：〇〇区
隣接する区市町村：△△区、◇◇区、□□県〇〇市

また、算定の根拠資料として、該当工事の施工場所が確認できる工事請負契約書の写し及び工事成績評定通知書の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(11) 「災害協定締結の実績点」の算定方法

「災害協定締結の実績点」は2点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込みの提出の時点で、都と災害時における防災活動について定めた災害協定を1件以上締結している場合又は競争入札参加者が加入している団体が、競争入札参加申込みの提出の時点で、都と災害時における防災活動について定めた災害協定を1件以上締結している場合は2点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

災害協定等の締結の有無	災害協定締結の実績点
1 件 以 上 あ り	2
な し	0

また、算定の根拠資料として、該当する災害協定に係る協定書等の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(12) 「単価契約工事又は緊急施行工事の実績点」の算定方法

「単価契約工事又は緊急施行工事の実績点」は2点満点とし、競争入札参加者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に、道路維持など施設維持に係る単価契約工事又は災害時における緊急施行工事（都の発注工事のみを対象とする。）を完了した実績を1件以上有する場合は2点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

単価契約工事又は緊急施行工事の実績	単価契約工事又は緊急施行工事の実績点
1 件 以 上 あ り	2
な し	0

また、算定の根拠資料として、該当する単価契約工事の単価契約書又は緊急施行工事の工事請負契約書の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(13) 「ISO9001 又は 14001 認証取得の実績点」の算定方法

「ISO9001 又は 14001 認証取得の実績点」は2点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込みの提出の時点で、ISO（国際標準化機構）9000 シリーズの 9001 又は ISO14000 シリーズの 14001 を認証取得している場合は2点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

ISO9001又は14001の認証取得の有無	ISO9001又は14001認証取得の実績点
あ り	2
な し	0

また、算定の根拠資料として、認証に係る登録証等の認証取得を確認できる書類の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(14) 「地域内における本店又は営業所所在の実績点」の算定方法

「地域内における本店又は営業所所在の実績点」は2点満点とし、競争入札参加者の「都と契約する本店又は営業所」の所在地が、本工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村の場合（いずれの区市町村も都内に限る。）は2点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

地域内における本店又は営業所の所在の有無	地域内における本店又は営業所所在の実績点
あり	2
なし	0

本工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村は、次のとおりである。

本工事の施工場所の属する区市町村：〇〇区

隣接する区市町村：△△区、◇◇区

また、算定の根拠資料として、都の入札参加資格申請受付票の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(15) 「環境への配慮の実績点」の算定方法

「環境への配慮の実績点」は1点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めたとうきょう森づくり貢献認証制度の森林整備サポート認定、二酸化炭素オフセット認証、什器による二酸化炭素固定量認証又は建築物による二酸化炭素固定量認証に認定された実績を1件以上有する場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

環境への配慮の実績の有無	環境への配慮の実績点
1件以上あり	1
なし	0

また、算定の根拠資料として、東京都知事等が発行した認証書の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(16) 「障害者雇用の実績点」の算定方法

「障害者雇用の実績点」は1点満点とし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加者が、競争入札参加申込み期間の末日の直前に公共職業安定所宛提出した障害者雇用状況報告書における実雇用率が法定雇用率を上回る場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は次表のとおりである。

このほか、当該報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込み日において、次のいずれかのとおり障害者を雇用している場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

- ・ 常用労働者のうち1週間の所定労働時間が30時間以上の障害者（障害者雇用促進法第2条の「身体障害者」「重度身体障害者」「知的障害者」「重度知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）を1名以上雇用している場合
- ・ 短時間労働者のうち重度身体障害者又は重度知的障害者（障害者雇用促進法第2条の「重

度身体障害者」「重度知的障害者」をいう。)を1名以上雇用している場合

- ・ 短時間労働者のうち身体障害者、知的障害者又は精神障害者（障害者雇用促進法第2条の「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）を2名以上雇用している場合

なお、短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、競争入札参加者の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比して短く、20時間以上30時間未満である者のうち、次のいずれかに該当する常用労働者をいう。

① 期間の定めなく雇用されている労働者

② 一定の期間（例えば1か月、6か月等）を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

加点対象となる障害者は、競争入札参加申込み日から起算して過去3か月以上雇用されている労働者に限るものとする。

障害者雇用の実績の有無	障害者雇用の実績点
実雇用率が法定雇用率を上回る（法による報告義務有の場合）	1
1名もしくは2名以上の雇用あり（法による報告義務無の場合）	
な し	0

算定の根拠資料として、障害者雇用促進法の規定により厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加希望者については、競争入札参加申込み受付期間の末日の直前に公共職業安定所の受付印を有する障害者雇用状況報告書の写し、当報告義務がない競争入札参加希望者については、雇用している者の障害者手帳の写し等及び健康保険証等、雇用状況を確認できる書類の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(17) 「東京ワークライフバランス認定企業」の実績点の算定方法

「東京ワークライフバランス認定企業」の実績点は1点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京ワークライフバランス認定制度の長時間労働削減取組部門、休暇取得促進部門、仕事と育児の両立推進部門、仕事と介護の両立推進部門、多様な勤務形態導入部門又は職場における女性の活躍促進部門に認定された実績を1件以上有する場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

東京ワークライフバランス認定企業認定実績の有無	東京ワークライフバランス認定企業認定の実績点
1件以上あり	1
な し	0

また、算定の根拠資料として、東京都知事等から贈呈された、認定証等の書状の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(18) 「女性活躍推進の実績点」の算定方法

「女性活躍推進の実績点」は1点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京都女性活躍推進大賞の大賞又は優秀賞を受賞した実績を1件以上有する場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

女性活躍推進の実績の有無	女性活躍推進の実績点
1件以上あり	1
なし	0

また、算定の根拠資料として、東京都知事等から贈呈された、賞状等の書状の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

- (19) 技術点は、9（1）により配置予定技術者が変更となった場合についても、競争入札参加希望申込み時の配置予定技術者による点数で評価する。

8 「施工計画に係る所見」の取扱い

- (1) 落札者は、入札時に「施工計画に係る所見」申告書（様式3）に記載した本工事に対する「施工計画に係る所見」の内容を、契約締結後、都と協議の上、本工事の施工計画に反映しなければならない。
- (2) (1)の本工事に反映する施工計画について、履行状況から、入札時に記載された内容が、受注者の責めにより実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減じることがある。
- (3) 契約締結後、不可抗力により条件変更等が発生し、契約内容の変更がなされた場合は、(1)の本工事に反映した施工計画について、内容の見直しを行うことがある。

9 配置予定技術者の取扱い

- (1) 提出資料に記載された配置予定技術者については、原則として工事完了まで変更することができない。ただし、競争入札参加申込み後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に配置予定技術者の変更を申し出た場合、配置予定技術者の死亡等のほか、工場製作から現場設置へと工事現場が移行する場合等、発注者がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。この場合、変更後の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計は、変更前の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計以上とする。
- (2) 技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めない場合又は技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めた場合であっても、変更後の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計が変更前の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計未満のときは、入札時の提出資料に虚偽の記載をしたものとして取り扱うことがあるとともに、本工事の工事成績評定を減じることがある。

10 その他の留意事項

- (1) 提出資料の提出後は、原則として記載された内容の変更を認めない。ただし、発注者がや

むを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- (2) 提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出資料は、本工事に係る審査以外に提出者に無断で使用することはない。
- (4) 提出資料は、返却しない。
- (5) この入札における非落札の理由その他の手続に関しては、「東京都入札監視委員会運営要領」（平成14年3月19日付13財経総第1719号）により、契約事務担当者に対して苦情を申し立てることができる。

「企業の優良工事表彰の実績点」の対象となる表彰制度

局名	表彰状類の名称	表彰状類授与者	根拠となる要綱類の名称
財務局	賞状	局長	財務局優良工事請負者表彰要綱
都市整備局	賞状	局長	都市整備局優良工事局長賞贈呈要綱
建設局	賞状	局長	建設局優良請負工事等公表要綱
	感謝状	所長	建設局事務所長優良請負工事等感謝状贈呈要綱
港湾局	賞状	局長	港湾局優良工事等公表要綱
交通局	感謝状	建設工務部長	交通局建設工務部優良請負工事等公表等実施要領及び同細則
水道局	表彰状	局長	東京都水道局優良請負工事公表要綱
		所長	
下水道局	賞状	局長	東京都下水道局優良工事受注者表彰要綱
	感謝状	局長	東京都下水道局工事施行成績優良業者公表要綱

※授与された表彰状類が実績の対象となるのか不明な場合は、表彰状類を発行した部署に確認すること。

対象期間一覧表(平成28年度)

平成28年度の 公表開始日	平成28年度の 基準日	対象項目		様式 番号	対象期間
4月1日から 6月30日	4月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績	4	平成23年 4月1日から平成28年 3月31日まで
			過去の工事成績評定	1	平成23年 1月1日から平成27年12月31日まで
			優良工事表彰の実績	4	平成23年 4月1日から平成28年 3月31日まで
		配置予定技術者の 能力	同種工事等の実績	5	平成23年 4月1日から平成28年 3月31日まで
			優良工事の実績	5	平成23年 1月1日から平成27年12月31日まで
		事故及び不誠実な行為の有無	6	平成25年 4月1日から平成28年 3月31日まで	
		地域における実績	7	平成25年 1月1日から平成27年12月31日まで	
		単価契約工事又は緊急施行工事の実績	9	平成23年 4月1日から平成28年 3月31日まで	
		環境への配慮実績	12		
		仕事と家庭の両立支援配慮実績	14	平成23年 4月1日から平成28年 3月31日まで	
女性活躍推進の実績	15				
7月1日から 9月30日	7月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績	4	平成23年 7月1日から平成28年 6月30日まで
			過去の工事成績評定	1	平成23年 4月1日から平成28年 3月31日まで
			優良工事表彰の実績	4	平成23年 4月1日から平成28年 3月31日まで
		配置予定技術者の 能力	同種工事等の実績	5	平成23年 7月1日から平成28年 6月30日まで
			優良工事の実績	5	平成23年 4月1日から平成28年 3月31日まで
		事故及び不誠実な行為の有無	6	平成25年 7月1日から平成28年 6月30日まで	
		地域における実績	7	平成25年 4月1日から平成28年 3月31日まで	
		単価契約工事又は緊急施行工事の実績	9	平成23年 7月1日から平成28年 6月30日まで	
		環境への配慮実績	12		
		仕事と家庭の両立支援配慮実績	14	平成23年 4月1日から平成28年 3月31日まで	
女性活躍推進の実績	15				
10月1日から 12月31日	10月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績	4	平成23年10月1日から平成28年 9月30日まで
			過去の工事成績評定	1	平成23年 7月1日から平成28年 6月30日まで
			優良工事表彰の実績	4	平成23年 4月1日から平成28年 3月31日まで
		配置予定技術者の 能力	同種工事等の実績	5	平成23年10月1日から平成28年 9月30日まで
			優良工事の実績	5	平成23年 7月1日から平成28年 6月30日まで
		事故及び不誠実な行為の有無	6	平成25年10月1日から平成28年 9月30日まで	
		地域における実績	7	平成25年 7月1日から平成28年 6月30日まで	
		単価契約工事又は緊急施行工事の実績	9	平成23年10月1日から平成28年 9月30日まで	
		環境への配慮実績	12		
		仕事と家庭の両立支援配慮実績	14	平成23年 4月1日から平成28年 3月31日まで	
女性活躍推進の実績	15				
1月1日から 3月31日	1月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績	4	平成24年 1月1日から平成28年12月31日まで
			過去の工事成績評定	1	平成23年10月1日から平成28年 9月30日まで
			優良工事表彰の実績	4	平成23年 4月1日から平成28年 3月31日まで
		配置予定技術者の 能力	同種工事等の実績	5	平成24年 1月1日から平成28年12月31日まで
			優良工事の実績	5	平成23年10月1日から平成28年 9月30日まで
		事故及び不誠実な行為の有無	6	平成26年 1月1日から平成28年12月31日まで	
		地域における実績	7	平成25年10月1日から平成28年 9月30日まで	
		単価契約工事又は緊急施行工事の実績	9	平成24年 1月1日から平成28年12月31日まで	
		環境への配慮実績	12		
		仕事と家庭の両立支援配慮実績	14	平成23年 4月1日から平成28年 3月31日まで	
女性活躍推進の実績	15				

※公表開始日は、東京都入札情報サービスの「発注予定情報」から検索の上ご確認下さい。
「発注予定案件一覧」のページで案件ごとに「公表日」として記載されています。

様式 1 (単体)

「過去の工事成績評定」 申告書

工事件名			
企業名		受付番号	

過去の工事成績評定			
工 事 成 績 評 定 ①	工事件名		
	工事完了日	年	月 日
	業種		
	総評定点①	点	
工 事 成 績 評 定 ②	工事件名		
	工事完了日	年	月 日
	業種		
	総評定点②	点	
工 事 成 績 評 定 ③	工事件名		
	工事完了日	年	月 日
	業種		
	総評定点③	点	
平均	+ 総評定点② + 総評定点③) ÷ 件数 = 点		
工事成績評価点	点		

注) ・この様式は、当該発注工事が単体への発注の場合に用いる様式である。

- ・「公表事項」の内容に基づき、該当する「過去の工事成績評定」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、都が通知した工事成績評定通知書の写しを添付すること。該当する「過去の工事成績評定」が無い場合は、「工事成績評定①」の欄の「工事件名」の欄に
- ・上記欄には、該当する工事成績評定通知書に記載されている内容を記入すること。「業種」の欄は、工事成績評定通知書の工事の業種を記入すること。
- ・「平均」の欄は、各総評定点の相加平均を算定し記入する。60点未満の総評定点は0点として算定すること。
- ・「工事成績評価点」の欄は、「平均」の欄の値及び「公表事項」の内容に基づき工事成績評価点を算定し記入する。

様式2（単体）

平成 年 月 日

東京都交通局長 殿

所在地
会社名
代表者職氏名

技術点に係る資料の提出について

東京都交通局技術力評価型総合評価方式（試行）の公表事項に基づき、下記の工事の技術点に係る資料を別添のとおり提出いたします。

記

工事件名： _____

様式 3

「施工計画に係る所見」 申告書

工事件名			
企業名又は共同企業体名		受付番号	

施工計画に係る所見

注) ・ A 4 判 1 枚とする。

・ 関連図面等 (A 3 判又は A 4 判で 1~2 枚とし様式は問わない。) がある場合は、別途添付すること。

様式4（単体）

「企業の同種工事の実績」申告書

工事件名			
企業名		受付番号	
企業の同種工事の実績			
工事件名			
工事完了日	年	月	日
コリンズ登録番号			
企業の実績点 (該当区分に○を付す)			0点 (実績なし)

注) ・この様式は、当該発注工事が単体への発注の場合に用いる様式である。

- ・単体、又は共同企業体の代表者（乙型建設共同企業体の場合は担当工事の代表者）としての実績に限る
- ・「企業の同種工事の実績」は、設定された場合のみ記入する。
- ・「公表事項」の内容に基づき、該当する「企業の同種工事の実績」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、コリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）の写しを添付すること。該当する実績が無い場合は「工事件名」の欄に「なし」と記入し、「企業の実績点」の欄の「0点」に○を付すこと。

「企業の優良工事表彰の実績」申告書

企業の優良工事表彰の実績			
工事件名			
表彰日	年	月	日
書状贈呈者の役職			
企業の優良工事表彰 の実績点 (該当区分に○を付す)			0点 (実績なし)

注) ・この様式は、当該発注工事が単体への発注の場合に用いる様式である。

- ・「公表事項」の内容に基づき、該当する「企業の優良工事表彰の実績」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、工事を優良な成績で完成させたとして工事主管局長等が贈呈した賞状等の書状の写しを添付すること。該当する実績が無い場合は「工事件名」の欄に「なし」と記入し、「企業の優良工事表彰の実績点」の欄の「0点」に○を付すこと。
- ・上記欄には、該当する賞状等の書状に記載されている内容を記入すること。「書状贈呈者の役職」とは、該当する賞状等の書状に記載されている、「東京都〇〇局長」など贈呈者である工事主管局長等

「技術提案の採用実績」申告書

技術提案の採用実績			
工事件名			
業種			
技術提案採用の 実績点 (該当区分に○を付す)			0点 (実績なし)

注) ・この様式は、当該発注工事が単体への発注の場合に用いる様式である。

- ・単体、又は共同企業体の代表者（乙型建設共同企業体の場合は担当工事の代表者）としての実績に限る
- ・「公表事項」の内容に基づき、該当する「技術提案の採用実績」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、都が通知した入札時VE又は契約後VEのVE提案等採否通知書の写しを添付すること。該当する実績が無い場合は「工事件名」の欄に「なし」と記入し、「技術提案採用の実績点」
- ・「業種」の欄は、VE提案等採否通知書の工事の業種を記入すること。

様式 5 (単体)

「配置予定技術者の保有する資格」 申告書

工事件名			
企業名		受付番号	
配置予定技術者の氏名			
配置予定技術者の保有する資格			
保有資格名			
保有資格区分 (該当区分に○を付)	・ 二級技術者 ・ その他の技術者		
登録番号	取得日	昭和・平成	年 月 日
配置予定技術者の資格点 (該当区分に○を付す)	2点 (二級技術者)	1点 (その他の技術者)	

注) ・この様式は、当該発注工事が単体への発注の場合に用いる様式である。

- ・配置予定技術者が保有する資格について上記欄に記入し、その根拠資料として、保有資格証の写しを添付すること。実務経験の場合は、保有資格名の欄に建設業法の該当条項を記入し、経営事項審査申請書の技術職員名簿の写し又は実務経験証明書を添付すること。

「配置予定技術者の同種工事の実績」 申告書

配置予定技術者の同種工事の実績			
工事件名			
工事完了日	年 月 日		
コリンズ登録番号			
役割 (該当区分に○を付)	・ 主任技術者 ・ 現場代理人		
配置予定技術者の実績点 (該当区分に○を付す)	1点 (主任技術者又は現場代理人)	0点 (なし)	

注) ・この様式は、当該発注工事が単体への発注の場合に用いる様式である。

- ・「配置予定技術者の同種工事の実績」は、設定された場合のみ記入する。
- ・「公表事項」の内容及び、該当する「配置予定技術者の同種工事の実績」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、コリンズの登録内容確認書(技術データを含む。)の写しを添付すること。該当する実績が無い場合は「工事件名」の欄に「なし」と記入し、「配置予定技術者の実績点」の欄の「0点」に○を付すこと。

「配置予定技術者の優良工事の実績」 申告書

配置予定技術者の優良工事の実績			
工事件名			
工事完了日	年 月 日		
コリンズ登録番号			
役割 (該当区分に○を付)	・ 主任技術者 ・ 現場代理人		
工事成績評定通知書の総評定	点		
配置予定技術者の優良工事の実績点 (該当区分に○を付す)	2点 (75点以上80点未満)	0点 (75点以上なし)	

注) ・この様式は、当該発注工事が単体への発注の場合に用いる様式である。

- ・「公表事項」の内容及び、該当する「配置予定技術者の優良工事の実績」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、コリンズの登録内容確認書(技術データを含む。)及び都が通知した工事成績評定通知書の写しを添付すること。該当する実績が無い場合は「工事件名」の欄に「なし」と記入し、「配置予定技術者の優良工事の実績点」の欄の「0点」に○を付すこと。

様式 6 (単体)

「事故及び不誠実な行為の有無」 申告書

工事件名			
企業名		受付番号	

事故及び不誠実な行為の有無	
指名停止期間	(平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)
指名停止の理由	
指名停止の部門 (業種) 名	
事故及び不誠実な行為 の実績点 (該当区分に○を付す)	0点 (な し)

注) ・この様式は、当該発注工事が単体への発注の場合に用いる様式である。

- ・「公表事項」の内容に基づき、該当する「事故及び不誠実な行為」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、都が通知した指名停止通知書の写しを添付すること。該当する「事故及び不誠実な行為」が無い場合は「事故及び不誠実な行為の実績点」の欄の「0点」
- ・上記欄には、該当する指名停止通知書に記載されている内容を記入すること。

様式7（単体）

「地域における実績」申告書

工事件名			
企業名		受付番号	
地域における実績			
工事件名			
	工事場所		
	工事完了日	年	月 日
	工事成績評定通知書の総評定点	点	
地域における実績点 (該当区分に○を付す)		0点 (実績なし)	

注) ・この様式は、当該発注工事が単体への発注の場合に用いる様式である。

- ・「公表事項」の内容に基づき、該当する「地域における実績」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、工事場所が確認できる工事請負契約書及び都が通知した工事成績通知書の写しを添付すること。該当する実績が無い場合は「工事件名」の欄に「なし」と記入し、「地域における実績点」の欄の「0点」に○を付すこと。
- ・上記欄には、該当する工事請負契約書及び工事成績通知書に記載されている内容を記入すること。

様式 8 (単体)

「災害協定等の締結の有無」 申告書

工事件名			
企業名		受付番号	
災害協定等の締結の有無			
協定名			
協定の当事者名			
締結日	年 月 日 (～現在、協定期間内)		
災害協定締結の実績点 (該当区分に○を付す)			0点 (実績なし)

注) ・この様式は、当該発注工事が単体への発注の場合に用いる様式である。

- ・「公表事項」の内容及び、該当する「災害協定等の締結」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、都と締結している災害時における防災活動について定めた災害協定に係る協定書等の写しを添付すること。該当する実績が無い場合は「協定名」の欄に「なし」と記入し、「災害協定締結の実績点」の欄の「0点」に○を付すこと。
- ・該当する災害協定に係る協定書等を団体として締結し、当該団体に所属する競争入札参加者が当該防災活動に従事することとなっている場合は、そのことを示す資料の写しも添付する
- ・上記欄には、該当する災害協定に係る協定書等に記載されている内容を記入すること。

様式 9 (単体)

「単価契約工事又は緊急施行工事の実績」 申告書

工事件名			
企業名		受付番号	

単価契約工事又は緊急施行工事の実績			
工事件名			
	工事完了日	年 月 日	
	工事区分 (該当区分に○を付す)	・ 災害時における緊急施行工事	
単価契約工事又は 緊急施行工事の実績点 (該当区分に○を付す)		0点 (実績なし)	

注) ・この様式は、当該発注工事が単体への発注の場合に用いる様式である。

- ・「公表事項」の内容に基づき、該当する「単価契約工事又は緊急施行工事の実績」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、道路維持など施設維持に係る単価契約工事の単価契約書又は災害時における緊急施行工事の工事請負契約書の写しを添付すること。該当する実績が無い場合は「工事件名」の欄に「なし」と記入し、「単価契約工事又は緊急施行工
- ・上記欄には、該当する単価契約書又は工事請負契約書に記載されている内容を記入すること。

様式10（単体）

「ISO9001又は14001の認証取得の有無」申告書

工事件名				
企業名			受付番号	
ISO9001又は14001の認証取得の有無				
認証 (該当区分に○を付す)		・ ISO14001 ・ な し		
	登録日	年 月 日		
	更新日	年 月 日		
	有効期限	年 月 日		
ISO9001又は14001 認証取得の実績点 (該当区分に○を付す)		0点 (な し)		

注) ・この様式は、当該発注工事が単体への発注の場合に用いる様式である。

- ・「公表事項」の内容及び、該当する「ISO9001又は14001の認証取得」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、認証に係る登録証等の認証取得を確認できる書類の写しを添付すること。該当する「ISO9001又は14001の認証取得」が無い場合は「認証」の欄の「なし」に○を付し、「ISO9001又は14001認証取得の実績点」の欄の「0点」に○を付すこと。
- ・上記欄には、該当する認証に係る登録証等の認証取得を確認できる書類に記載されている内容を記入すること。

様式11（単体）

「地域内における本店又は営業所の所在の有無」申告書

工事件名			
企業名		受付番号	

地域内における本店又は営業所の所在の有無	
「都と契約する本店又は営業所」の所在地	
地域内における本店又は営業所所在の実績点 (該当区分に○を付す)	0点 (な し)

注) ・この様式は、当該発注工事が単体への発注の場合に用いる様式である。

- ・すべての競争入札参加者が、「「都と契約する本店又は営業所」の所在地」の欄を記入す
- ・「公表事項」の内容に基づき、「都と契約する本店又は営業所」の所在地が該当する場合は、「地域内における本店又は営業所所在の実績点」の欄の「2点」に○を付し、その根拠資料として、都の入札参加資格申請受付票の写しを添付すること。該当しない場合は、「地域内における本店又は営業所所在の実績点」の欄の「0点」に○を付すこと。
- ・上記欄には、都の入札参加資格申請受付票に記載されている内容を記入すること。

様式12（単体）

「環境への配慮実績」申告書

工事件名			
企業名		受付番号	
環境への配慮の実績の有無			
実績 (該当区分に○を付す)			
認証年度	年度		
環境への配慮の実績点 (該当区分に○を付す)		0点 (な し)	

注) ・この様式は、当該発注工事が単体への発注の場合に用いる様式である。

- ・「公表事項」の内容に基づき、該当する「環境への配慮の実績」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、認証書の写しを添付すること。該当する「環境への配慮の実績」が無い場合は「実績」の欄の「なし」に○を付し、環境への配慮の実績点の欄の「0点」に○を付すこと。

様式13（単体）

雇用・就業への配慮実績 申告書

工事件名			
企業名		受付番号	

障害者雇用実績の有無	
①障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務の有無（該当区分に○を付す）	なし (様式13-1を記載すること)
②「障害者雇用状況報告書」における実雇用率	
③障害者雇用の実績点（該当区分に○を付す）	0点 (な し)

注) ・この様式は、当該発注工事が単体への発注の場合に用いる様式である。

- ・「公表事項」の内容に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務の有無を上記①欄に記入し、「あり」の場合は上記②欄に、競争入札参加申込みの直近に公共職業安定所あてに提出した障害者雇用状況報告書における実雇用率を記入すること。その根拠資料として、公共職業安定所の受付印を有する障害者雇用状況報告書の写しを添付すること。「なし」の場合、雇用人数等を「障害者雇用状況申告書（様式13-1）」に記載すること。

①欄が「あり」の場合、②欄の実雇用率が法定雇用率（2.0%）を上回る場合は上記③欄の「1点（あり）」に○を付し、それ以外は「0点（なし）」に○を付すこと。

①欄が「なし」の場合、「障害者雇用状況申告書（様式13-1）」のA欄又はB欄の値が1名以上、また、C欄の値が2名以上の場合は上記③欄の「1点（あり）」に○を付し、それ以外は「0点（なし）」に○を付すこと。

「1点（あり）」の場合、雇用している者の障害者手帳の写し等及び健康保険証等、雇用状況を確認できる書類の写しを添付すること。

障害者雇用状況申告書

平成 年 月 日

東京都交通局長 様

商号又は名称
住 所
代表者氏名 印

私は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第7項の規定に基づく報告義務が無く、かつ、障害者^{※1}を、競争入札参加申込み日より過去3ヶ月以上、下記のとおり当社従業員として雇用していることに相違ありません。

記

障害者 [※] の 雇用人数	常用労働者 ^{※2} のうち、1週間の所定労働時間が30時間以上である者		人	A
	短時間労働者 ^{※3}	(1) 重度身体障害者若しくは重度知的障害者	人	B
		(2) (1) 以外の障害者	人	C
総労働者数			人	/

※1 障害者とは、障害者雇用促進法第2条の「身体障害者」「重度身体障害者」「知的障害者」「重度知的障害者」「精神障害者」をいいます。ただし精神障害者は精神障害者保健手帳の交付を受けている者に限りです。

※2 常用労働者とは、以下のいずれかの者をいいます。

① 期間の定めなく雇用されている労働者

② 一定の期間（例えば、1か月、6か月等）を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去1年以上の期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる労働者

※3 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、競争入札参加者の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、20時間以上30時間未満である者のうち、※2に定める常用労働者である者をいいます。

◇ 競争入札参加申込み時点で雇用している人数を記載してください。

◇ 障害者は身体障害者手帳若しくは療育手帳（愛の手帳）又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方又は知的障害者判定機関の判定書を有する方が対象となります。

様式14（単体）

仕事と家庭の両立支援配慮実績 申告書

工事件名			
企業名		受付番号	

「東京ワークライフバランス認定企業」実績の有無			
認定実績 (該当区分に○を付す)		休暇取得促進部門	仕事と育児の両立推進部門
		多様な勤務形態導入部門	職場における女性の活躍促進部門
認定年度	年度		
「東京ワークライフバランス認定企業」認定の実績点 (該当区分に○を付す)		0点 (な し)	

注) ・この様式は、当該発注工事が単体への発注の場合に用いる様式である。

- ・「公表事項」の内容に基づき、該当する「東京ワークライフバランス認定企業の実績」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、贈呈された認定証等の写しを添付すること。該当する東京ワークライフバランス認定企業の実績が無い場合は「認定実績」の欄の「なし」に○を付し、「東京ワークライフバランス認定企業」認定の実績点の欄の「0点」に○を付すこと。

様式15（単体）

女性活躍推進の実績 申告書

工事件名			
企業名		受付番号	
女性活躍推進の実績の有無			
受賞実績 (該当区分に○を付す)			
受賞年度	年度		
女性活躍推進の実績点 (該当区分に○を付す)		0点 (な し)	

注) ・この様式は、当該発注工事が単体への発注の場合に用いる様式である。

- ・「公表事項」の内容に基づき、該当する「女性活躍推進の実績」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、贈呈された賞状等の書状の写しを添付すること。「女性活躍推進の実績」が無い場合は「受賞実績」の欄の「なし」に○を付し、女性活躍推進の実績点の欄の「0点」に○を付すこと。

実務経験証明書

下記の者は、 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。
平成 年 月 日

証明者 印

記

技術者の氏名	生年月日	年月日	
最終学歴	建設業法該当区分		
工事名	実務経験の内容	役割	実務経験年数
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			合計 満 年 月

建設業法第7条第2号イ(指定学科卒業後3年または5年の実務経験)に該当する場合は、学歴が対象業種の指定学科に該当することがわかる資料を添付願います。

資格区分

コード	資格区分	1級	2級	その他
1	建設業法第7条第2号イ該当(指定学科卒業後3年又は5年の実務経験)			1
2	建設業法第7条第2号ロ該当(10年の実務経験)			1
3	建設業法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)(大臣認定者)			1
4	建設業法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)(大臣認定者)			1

コード	資格区分	業種	実務経験	1級	2級	その他
111	1級建設機械施工技士	土・と・ほ		3		
212	2級建設機械施工技士	土・と・ほ			2	
113	1級土木施工管理技士	土・と・石・鋼・ほ・しゅ・塗・水		3		
214	2級土木施工管理技士(土木)	土・と・石・鋼・ほ・しゅ・水			2	
215	2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)	塗			2	
216	2級土木施工管理技士(薬液注入)	と			2	
120	1級建築施工管理技士	建・大・左・と・石・屋・タ・鋼・筋・板・ガ・塗・防・内・絶・具		3		
221	2級建築施工管理技士(建築)	建			2	
222	2級建築施工管理技士(躯体)	大・と・タ・鋼・筋			2	
223	2級建築施工管理技士(仕上げ)	大・左・石・屋・タ・板・ガ・塗・防・内・絶・具			2	
127	1級電気工事施工管理技士	電		3		
228	2級電気工事施工管理技士	電			2	
129	1級管工事施工管理技士	管		3		
230	2級管工事施工管理技士	管			2	
133	1級造園工事施工管理技士	園		3		
234	2級造園工事施工管理技士	園			2	
以上は「建設業法」に定める資格						
137	1級建築士	建・大・屋・タ・鋼・内		3		
238	2級建築士	建・大・屋・タ・内			2	
239	木造建築士	大			2	
以上は「建築士法」に定める資格						
141	建設、総合技術監理(建設)	土・と・電・ほ・しゅ・園		3		
142	建設「鋼構造及びコンクリート」、総合技術監理(建設)「鋼構造及びコンクリート」	土・と・電・鋼・ほ・しゅ・園		3		
143	農業「農業土木」、総合技術監理(農業)「農業土木」	土・と		3		
144	電気・電子、総合技術監理(電気電子)	電・通		3		
145	機械、総合技術監理(機械)	機		3		
146	機械「流体工学」又は「熱工学」、総合技術監理(機械)「流体工学」又は「熱工学」	管・機		3		
147	上下水道、総合技術監理(上下水道)	管・水		3		
148	上下水道「上水道及び工業用水道」、総合技術監理(上下水道)「上水道及び工業用水道」	管・井・水		3		
149	水産「水産土木」、総合技術監理(水産)「水産土木」	土・と・しゅ		3		
150	森林「林業」、総合技術監理(森林)「林業」	園		3		
151	森林「森林土木」、総合技術監理(森林)「森林土木」	土・と・園		3		
152	衛生工学、総合技術監理(衛生工学)	管		3		
153	衛生工学「水質管理」、総合技術監理(衛生工学)「水質管理」	管・水		3		

154	衛生工学「廃棄物管理」、総合技術監理(衛生工学)「廃棄物管理」	管・水・清		3	
以上は「技術士法」に定める資格					
155	第1種電気工事士	電			2
256	第2種電気工事士	電	3年		1
258	電気主任技術者(第1～3種)	電	5年		1
以上は「電気工事士法」、「電気事業法」に定める資格					
259	電気通信主任技術者	通	5年		1
以上は「電気通信事業法」に定める資格					
265	給水装置工事主任技術者	管	1年		1
以上は「水道法」に定める資格					
168	甲種消防設備士	消			2
169	乙種消防設備士	消			2
以上は「消防法」に定める資格					
171	建築大工(1級)	大			2
271	建築大工(2級)	大	3年		1
172	左官(1級)	左			2
272	左官(2級)	左	3年		1
173	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工(1級)	と			2
273	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工(2級)	と	3年		1
166	ウェルポイント施工(1級)	と			2
266	ウェルポイント施工(2級)	と	3年		1
174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級)	管			2
274	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(2級)	管	3年		1
175	給排水衛生設備配管(1級)	管			2
275	給排水衛生設備配管(2級)	管	3年		1
176	配管「建築配管作業」・配管工(1級)	管			2
276	配管「建築配管作業」・配管工(2級)	管	3年		1
177	タイル張り・タイル張り工(1級)	タ			2
277	タイル張り・タイル張り工(2級)	タ	3年		1
178	築炉・築炉工(1級)・レンガ積み	タ			2
278	築炉・築炉工(2級)	タ	3年		1
179	ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工	石・タ			2
279	ブロック建築・ブロック建築工(2級)	石・タ	3年		1
180	石工・石材施工・石積み(1級)	石			2
280	石工・石材施工・石積み(2級)	石	3年		1
181	鉄工「製缶作業、構造物鉄工作業」・製缶(1級)	鋼			2
281	鉄工「製缶作業、構造物鉄工作業」・製缶(2級)	鋼	3年		1
182	鉄筋組み立て・鉄筋施工(1級)(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)	筋			2
282	鉄筋組み立て・鉄筋施工(2級)(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)	筋	3年		1
183	工場板金(1級)	板			2
283	工場板金(2級)	板	3年		1
184	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」(1級)	屋・板			2

284	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」(2級)	屋・板	3年			1
185	板金・板金工・打出し板金(1級)	板			2	
285	板金・板金工・打出し板金(2級)	板	3年			1
186	かわらぶき・スレート施工(1級)	屋			2	
286	かわらぶき・スレート施工(2級)	屋	3年			1
187	ガラス施工(1級)	ガ			2	
287	ガラス施工(2級)	ガ	3年			1
188	塗装・木工施工・木工塗装工(1級)	塗			2	
288	塗装・木工施工・木工塗装工(2級)	塗	3年			1
189	建築塗装・建築塗装工(1級)	塗			2	
289	建築塗装・建築塗装工(2級)	塗	3年			1
190	金属塗装・金属塗装工(1級)	塗			2	
290	金属塗装・金属塗装工(2級)	塗	3年			1
191	噴霧塗装(1級)	塗			2	
291	噴霧塗装(2級)	塗	3年			1
167	路面標示施工	塗			2	
192	畳製作・畳工(1級)	内			2	
292	畳製作・畳工(2級)	内	3年			1
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)	内			2	
293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(2級)	内	3年			1
194	熱絶縁施工(1級)	絶			2	
294	熱絶縁施工(2級)	絶	3年			1
195	建具製作・建具工・木工「建具製作作成」・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)	具			2	
295	建具製作・建具工・木工「建具製作作成」・カーテンウォール施工・サッシ施工(2級)	具	3年			1
196	造園(1級)	園			2	
296	造園(2級)	園	3年			1
197	防水施工(1級)	防			2	
297	防水施工(2級)	防	3年			1
198	さく井(1級)	井			2	
298	さく井(2級)	井	3年			1
以上は「職業能力開発促進法」に定める資格						
61	地すべり防止工事士	と・井	1年			1
62	建築設備士	電・管	1年			1
63	1級計装士	電・管	1年			1
以上は民間資格						

・実務経験については、合格後に要する期間とする。

ただし、職業能力開発促進法に定める資格について、平成16年4月1日時点で合格していたものについては、合格後1年以上の実務経験を要するものとする。

様式 1 (共同企業体)

「過去の工事成績評定」 申告書

工事件名			
共同企業体名		受付番号	

過去の工事成績評定			
構成員 1	企業名		
	出資割合 1		%
	工事成績評価点 1		点
構成員 2	企業名		
	出資割合 2		%
	工事成績評価点 2		点
構成員 3	企業名		
	出資割合 3		%
	工事成績評価点 3		点
工事成績評価点	$ \begin{aligned} & \text{工事成績評価点 1} \quad \times \quad \text{出資割合 1} \quad \% \\ + & \text{工事成績評価点 2} \quad \times \quad \text{出資割合 2} \quad \% \\ + & \text{工事成績評価点 3} \quad \times \quad \text{出資割合 3} \quad \% = \quad \text{点} \end{aligned} $		

注) ・この様式は、当該発注工事が共同企業体への発注の場合に用いる様式である。

- ・構成員ごとの工事成績評価点「工事成績評価点 1～3」の欄には、共同企業体の構成員ごとに、この様式の別紙を用いて工事成績評価点を算定し記入する。
- ・「工事成績評価点」の欄には、共同企業体としての工事成績評価点を、すべての構成員の工事成績評価点を各出資割合で加重平均することにより算定し記入する。

様式 1 別紙（共同企業体）

「過去の工事成績評定」 申告書

工事件名			
共同企業体名		受付番号	

過去の工事成績評定		
構成員の企業名		
工 事 成 績 評 定 ①	工事件名	
	工事完了日	平成 年 月 日
	業種	
	総評定点①	点
工 事 成 績 評 定 ②	工事件名	
	工事完了日	平成 年 月 日
	業種	
	総評定点②	点
工 事 成 績 評 定 ③	工事件名	
	工事完了日	平成 年 月 日
	業種	
	総評定点③	点
平均	(総評定点① + 総評定点② + 総評定点③) ÷ 件数 = 点	
工事成績評価点	点	

注) ・この様式は、当該発注工事が共同企業体への発注の場合に用いる様式である。

- ・共同企業体の構成員ごとにこの様式を用いて工事成績評価点を算定し、すべての構成員について提出すること。（構成員の数だけこの様式を提出すること。）
- ・「公表事項」の内容に基づき、該当する「過去の工事成績評定」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、都が通知した工事成績評定通知書の写しを添付すること。該当する「過去の工事成績評定」が無い場合は、「工事成績評定①」の欄の「工事件名」の欄に「なし」と記入すること。
- ・上記欄には、該当する工事成績評定通知書に記載されている内容を記入すること。「業種」の欄は、工事成績評定通知書の工事の業種を記入すること。
- ・「平均」の欄は、各総評定点の相加平均を算定し記入する。60点未満の総評定点は0点として算定すること。
- ・「工事成績評価点」の欄は、「平均」の欄の値及び「公表事項」の内容に基づき工事成績評価点を算定し記入する。

様式 2 (共同企業体)

平成 年 月 日

東京都交通局長 殿

共同企業体名
代 表 会 社
所 在 地
会 社 名
代表者職氏名

技術点に係る資料の提出について

東京都交通局技術力評価型総合評価方式（試行）の公表事項に基づき、下記の工事の技術点に係る資料を別添のとおり提出いたします。

記

工事件名： _____

様式 3

「施工計画に係る所見」 申告書

工事件名			
企業名又は共同企業体名		受付番号	

施工計画に係る所見

注)・A4判1枚とする。

・関連図面等（A3判又はA4判で1～2枚とし様式は問わない。）がある場合は、別途添付すること。

様式 4 (共同企業体)

「企業の同種工事の実績」 申告書

工事件名			
共同企業体名		受付番号	
企業の同種工事の実績			
実績を有する 構成員名			
工事件名			
工事完了日	平成	年	月 日
コリンズ登録番号			
企業の実績点 (該当区分に○を付す)	2点 (実績1件以上あり)	0点 (実績なし)	

注) ・この様式は、当該発注工事が共同企業体への発注の場合に用いる様式である。

- ・「企業の同種工事の実績」は、設定された場合のみ記入する。
- ・構成員いずれかの実績を対象とする。ただし、単体、又は共同企業体の代表者（乙型建設共同企業体の場合は担当工事の代表者）としての実績に限る。
- ・「公表事項」の内容に基づき、該当する「企業の同種工事の実績」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、コリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）の写しを添付すること。該当する実績が無い場合は「工事件名」の欄に「なし」と記入し、「企業の実績点」の欄の「0点」に○を付すこと。

「企業の優良工事表彰の実績」 申告書

企業の優良工事表彰の実績			
実績を有する 構成員名			
工事件名			
表彰年月日	平成	年	月 日
書状贈呈者の役職			
企業の優良工事表彰 の実績点 (該当区分に○を付す)	2点 (実績1件以上あり)	0点 (実績なし)	

注) ・この様式は、当該発注工事が共同企業体への発注の場合に用いる様式である。

- ・構成員いずれかの実績を対象とする。
- ・「公表事項」の内容に基づき、該当する「企業の優良工事表彰の実績」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、工事を優良な成績で完成させたとして工事主管局長等が贈呈した賞状等の書状の写しを添付すること。該当する実績が無い場合は「工事件名」の欄に「なし」と記入し、「企業の優良工事表彰の実績点」の欄の「0点」に○を付すこと。
- ・上記欄には、該当する賞状等の書状に記載されている内容を記入すること。「書状贈呈者の役職」とは、該当する賞状等の書状に記載されている、「東京都〇〇局長」など贈呈者である工事主管局長等の名称のことである。

「技術提案の採用実績」 申告書

技術提案の採用実績			
実績を有する 構成員名			
工事件名			
業種			
技術提案採用の 実績点 (該当区分に○を付す)	2点 (実績1件以上あり)	0点 (実績なし)	

注) ・この様式は、当該発注工事が共同企業体への発注の場合に用いる様式である。

- ・構成員いずれかの実績を対象とする。ただし、単体、又は共同企業体の代表者（乙型建設共同企業体の場合は担当工事の代表者）としての実績に限る。
- ・「公表事項」の内容に基づき、該当する「技術提案の採用実績」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、都が通知した入札時VE又は契約後VEのVE提案等採否通知書の写しを添付すること。該当する実績が無い場合は「工事件名」の欄に「なし」と記入し、「技術提案採用の実績点」の欄の「0点」に○を付すこと。
- ・「業種」の欄は、VE提案等採否通知書の工事の業種を記入すること。

様式5（共同企業体）

「配置予定技術者の保有する資格」申告書

工事件名			
共同企業体名		受付番号	
配置予定技術者 (監理技術者)の氏名			
監理技術者が属する 構成員名			

配置予定技術者の保有する資格			
保有資格名			
保有資格区分 (該当区分に○を付)	一級技術者	・ 二級技術者	・ その他の技術者
登録番号		取得年月日	昭和・平成 年 月 日
企業の実績点 (該当区分に○を付す)	3点 (一級技術者)	2点 (二級技術者)	1点 (その他の技術者)

注) ・ この様式は、当該発注工事が共同企業体への発注の場合に用いる様式である。

- ・ 配置予定技術者が保有する資格について上記欄に記入し、その根拠資料として、保有資格証の写しを添付すること。実務経験の場合は、保有資格名の欄に建設業法の該当条項を記入し、経営事項審査申請書の技術職員名簿の写し又は実務経験証明書を添付すること。

「配置予定技術者の同種工事の実績」申告書

配置予定技術者の同種工事の実績			
工事件名			
工事完了日	平成	年	月 日
コリンズ登録番号			
役割 (該当区分に○を付)	監理技術者	・ 主任技術者	・ 現場代理人
配置予定技術者の 実績点 (該当区分に○を付す)	3点 (監理技術者)	1点 (主任技術者又は現場代理人)	0点 (なし)

注) ・ この様式は、当該発注工事が共同企業体への発注の場合に用いる様式である。

- ・ 「配置予定技術者の同種工事の実績」は、設定された場合のみ記入する。
- ・ 「公表事項」の内容及び、該当する「配置予定技術者の同種工事の実績」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、コリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）の写しを添付すること。該当する実績が無い場合は「工事件名」の欄に「なし」と記入し、「配置予定技術者の実績点」の欄の「0点」に○を付すこと。

「配置予定技術者の優良工事の実績」申告書

配置予定技術者の優良工事の実績			
工事件名			
工事完了日	平成	年	月 日 ~
コリンズ登録番号			
役割 (該当区分に○を付)	監理技術者	・ 主任技術者	・ 現場代理人
工事成績評定通知書の 総評定点	点		
配置予定技術者の 優良工事の実績点 (該当区分に○を付す)	3点 (総評定点80点以上)	2点 (75点以上80点未満)	0点 (75点以上なし)

注) ・ この様式は、当該発注工事が共同企業体への発注の場合に用いる様式である。

- ・ 「公表事項」の内容及び、該当する「配置予定技術者の優良工事の実績」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、コリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）及び都が通知した工事成績評定通知書の写しを添付すること。該当する実績が無い場合は「工事件名」の欄に「なし」と記入し、「配置予定技術者の優良工事の実績点」の欄の「0点」に○を付すこと。

様式 6 (共同企業体)

「事故及び不誠実な行為の有無」 申告書

工事件名			
共同企業体名		受付番号	
事故及び不誠実な行為の有無			
「事故及び不誠実な行為」を有する構成員名			
指名停止期間	月 (平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)		
指名停止の理由			
指名停止の部門 (業種) 名			
事故及び不誠実な行為の実績点 (該当区分に○を付す)	- 5 点 (あ り)	0 点 (な し)	

注) ・この様式は、当該発注工事が共同企業体への発注の場合に用いる様式である。

- ・構成員いずれかに、「公表事項」の内容に該当する「事故及び不誠実な行為」がある場合、共同企業体として「あり」となる。
- ・「公表事項」の内容に基づき、該当する「事故及び不誠実な行為」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、都が通知した指名停止通知書の写しを添付すること。該当する「事故及び不誠実な行為」が無い場合は「事故及び不誠実な行為の実績点」の欄の「0点」に○を付すこと。
- ・上記欄には、該当する指名停止通知書に記載されている内容を記入すること。

様式 7 (共同企業体)

「地域における実績」 申告書

工事件名			
共同企業体名		受付番号	
地域における実績			
実績を有する 構成員名			
工事件名			
	工事場所		
	工事完了日	平成 年 月 日	
	工事成績評定通知書 の総評定点	点	
地域における実績点 (該当区分に○を付す)		2点 (実績1件以上あり)	0点 (実績なし)

注) ・この様式は、当該発注工事が共同企業体への発注の場合に用いる様式である。

- ・構成員いずれかの実績を対象とする。
- ・「公表事項」の内容に基づき、該当する「地域における実績」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、工事場所が確認できる工事請負契約書及び都が通知した工事成績通知書の写しを添付すること。該当する実績が無い場合は「工事件名」の欄に「なし」と記入し、「地域における実績点」の欄の「0点」に○を付すこと。
- ・上記欄には、該当する工事請負契約書及び工事成績通知書に記載されている内容を記入すること。

様式 8 (共同企業体)

「災害協定等の締結の有無」 申告書

工事件名			
共同企業体名		受付番号	
災害協定等の締結の有無			
実績を有する 構成員名			
協定名			
協定の当事者名			
締結年月日	平成	年	月 日 (～現在、協定期間内)
災害協定締結の 実績点 (該当区分に○を付す)	2点 (実績1件以上あり)		0点 (実績なし)

注) ・この様式は、当該発注工事が共同企業体への発注の場合に用いる様式である。

- ・構成員いずれかの実績を対象とする。
- ・「公表事項」の内容に基づき、該当する「災害協定等の締結」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、都と締結している災害時における防災活動について定めた災害協定に係る協定書等の写しを添付すること。該当する実績が無い場合は「協定名」の欄に「なし」と記入し、「災害協定締結の実績点」の欄の「0点」に○を付すこと。
- ・該当する災害協定に係る協定書等を団体として締結し、当該団体に所属する競争入札参加者が当該防災活動に従事することとなっている場合は、そのことを示す資料の写しも添付すること。
- ・上記欄には、該当する災害協定に係る協定書等に記載されている内容を記入すること。

様式 9 (共同企業体)

「単価契約工事又は緊急施行工事の実績」 申告書

工事件名			
共同企業体名		受付番号	

単価契約工事又は緊急施行工事の実績			
実績を有する 構成員名			
工事件名			
	工事完了日	平成 年 月 日	
	協定の当事者名 (該当区分に○を付す)	道路維持など施設維持に係る 単価契約工事 ・ 災害時における緊急施行工事	
単価契約工事又は 緊急施行工事の実績点 (該当区分に○を付す)		2点 (実績1件以上あり)	0点 (実績なし)

注) ・この様式は、当該発注工事が共同企業体への発注の場合に用いる様式である。

- ・構成員いずれかの実績を対象とする。
- ・「公表事項」の内容に基づき、該当する「単価契約工事又は緊急施行工事の実績」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、道路維持など施設維持に係る単価契約工事の単価契約書又は災害時における緊急施行工事の工事請負契約書の写しを添付すること。該当する実績が無い場合は「工事件名」の欄に「なし」と記入し、「単価契約工事又は緊急施行工事の実績点」の欄の「0点」に○を付すこと。
- ・上記欄には、該当する単価契約書又は工事請負契約書に記載されている内容を記入すること。

様式10（共同企業体）

「ISO9001又は14001の認証取得の有無」申告書

工事件名			
共同企業体名		受付番号	
ISO9001又は14001の認証取得の有無			
実績を有する 構成員名			
認証 (該当区分に○を付す)	ISO9001	・ ISO14001	・ な し
登録日	平成	年	月 日
更新日	平成	年	月 日
有効期限	平成	年	月 日
ISO9001又は14001 認証取得の実績点 (該当区分に○を付す)	2点 (あ り)		0点 (な し)

注) ・この様式は、当該発注工事が共同企業体への発注の場合に用いる様式である。

- ・構成員いずれかの実績を対象とする。
- ・「公表事項」の内容に基づき、該当する「ISO9001又は14001の認証取得」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、認証に係る登録証等の認証取得を確認できる書類の写しを添付すること。該当する「ISO9001又は14001の認証取得」が無い場合は「認証」の欄の「なし」に○を付し、「ISO9001又は14001認証取得の実績点」の欄の「0点」に○を付すこと。
- ・上記欄には、該当する認証に係る登録証等の認証取得を確認できる書類に記載されている内容を記入すること。

様式11（共同企業体）

「地域内における本店又は営業所の所在の有無」 申告書

工事件名			
共同企業体名		受付番号	

地域内における本店又は営業所の所在の有無			
実績を有する 構成員名			
「都と契約する本店又は営業所」の所在地			
地域内における本店又は営業所所在の実績点 (該当区分に○を付す)	2点 (あ り)	0点 (な し)	

注) ・この様式は、当該発注工事が共同企業体への発注の場合に用いる様式である。

・構成員いずれかの実績を対象とする。

・「公表事項」の内容に基づき、「都と契約する本店又は営業所」の所在地が該当する場合は、「地域内における本店又は営業所所在の実績点」の欄の「2点」に○を付し、その根拠資料として、都の入札参加資格申請受付票の写しを添付すること。該当しない場合は、「地域内における本店又は営業所所在の実績点」の欄の「0点」に○を付すこと。

・上記欄には、都の入札参加資格申請受付票に記載されている内容を記入すること。

様式12（共同企業体）

「環境への配慮実績」申告書

工事件名			
共同企業体名		受付番号	
環境への配慮の実績の有無			
実績を有する 構成員名			
実績 (該当区分に○を付す)	とうきょう森づくり貢献認証制度の認定実績あり		
	な し		
認証年度	平成	年度	
環境への配慮の実績 点 (該当区分に○を付す)	1点 (あ り)	0点 (な し)	

注) ・この様式は、当該発注工事が単体への発注の場合に用いる様式である。

- ・「公表事項」の内容に基づき、該当する「環境への配慮の実績」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、認証書の写しを添付すること。該当する「環境への配慮の実績」が無い場合は「実績」の欄の「なし」に○を付し、環境への配慮の実績点の欄の「0点」に○を付すこと。

様式13（共同企業体）

雇用・就業への配慮実績 申告書

工事件名			
共同企業体名		受付番号	

障害者雇用実績の有無	
実績を有する 構成員名	
①障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務の有無（該当区分に○を付す）	あり なし (様式13-1を記載すること)
②「障害者雇用状況報告書」における実雇用率	%
③ 障害者雇用の実績点（該当区分に○を付す）	1点 (あり) 0点 (なし)

注）・この様式は、当該発注工事が共同企業体への発注の場合に用いる様式である。

・構成員いずれかの実績を対象とする。

・「公表事項」の内容に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務の有無を上記①欄に記入し、「あり」の場合は上記②欄に、競争入札参加申込みの直前に公共職業安定所あてに提出した障害者雇用状況報告書における実雇用率を記入すること。その根拠資料として、公共職業安定所の受付印を有する障害者雇用状況報告書の写しを添付すること。「なし」の場合、雇用人数等を「障害者雇用状況申告書（様式13-1）」に記載すること。

①欄が「あり」の場合、②欄の実雇用率が法定雇用率（2.0%）を上回る場合は上記③欄の「1点（あり）」に○を付し、それ以外は「0点（なし）」に○を付すこと。

①欄が「なし」の場合、「障害者雇用状況申告書（様式13-1）」のA欄又はB欄の値が1名以上、また、C欄の値が2名以上の場合は上記③欄の「1点（あり）」に○を付し、それ以外は「0点（なし）」に○を付すこと。

「1点（あり）」の場合、雇用している者の障害者手帳の写し等及び健康保険証等、雇用状況を確認できる書類の写しを添付すること。

障害者雇用状況申告書

平成 年 月 日

東京都交通局長 様

商号又は名称

住 所

代表者氏名 印

私は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第7項の規定に基づく報告義務が無く、かつ、障害者^{※1}を、競争入札参加申込み日より過去3ヶ月以上、下記のとおり当社従業員として雇用していることに相違ありません。

記

障害者 [※] の 雇用人数	常用労働者 ^{※2} のうち、1週間の所定労働時間が30時間以上である者		人	A
	短時間労働者 ^{※3}	(1)重度身体障害者若しくは重度知的障害者	人	B
		(2) (1)以外の障害者	人	C
総労働者数			人	/

※1 障害者とは、障害者雇用促進法第2条の「身体障害者」「重度身体障害者」「知的障害者」「重度知的障害者」「精神障害者」をいいます。ただし精神障害者は精神障害者保健手帳の交付を受けている者に限ります。

※2 常用労働者とは、以下のいずれかの者をいいます。

①期間の定めなく雇用されている労働者

②一定の期間（例えば、1か月、6か月等）を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去1年以上の期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる労働者

※3 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、競争入札参加者の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、20時間以上30時間未満である者のうち、※2に定める常用労働者である者をいいます。

◇ 競争入札参加申込み時点で雇用している人数を記載してください。

◇ 障害者は身体障害者手帳若しくは療育手帳（愛の手帳）又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方又は知的障害者判定機関の判定書を有する方が対象となります。

様式14（共同企業体）

仕事と家庭の両立支援配慮実績 申告書

工事件名				
共同企業体名				受付番号
「東京ワークライフバランス認定企業」実績の有無				
実績を有する 構成員名				
認定実績 (該当区分に○を付す)		長時間労働削減取組部門	休暇取得促進部門	仕事と育児の両立推進部門
		仕事と介護の両立推進部門	多様な勤務形態導入部門	職場における女性の活躍 促進部門
		な し		
認定年度	平成	年度		
「東京ワークライフバ ランス認定企業」認定 の実績点 (該当区分に○を付 す)	1点 (あ り)		0点 (な し)	

注) ・この様式は、当該発注工事が共同企業体への発注の場合に用いる様式である。

・構成員いずれかの実績を対象とする。

・「公表事項」の内容に基づき、該当する「東京ワークライフバランス認定企業の実績」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、贈呈された認定証等の写しを添付すること。該当する東京ワークライフバランス認定企業の実績が無い場合は「認定実績」の欄の「なし」に○を付し、「東京ワークライフバランス認定企業」認定の実績点の欄の「0点」に○を付すこと。

様式15（共同企業体）

女性活躍推進の実績 申告書

工事件名			
共同企業体名		受付番号	
女性活躍推進の実績の有無			
実績を有する 構成員名			
受賞実績 (該当区分に○を付す)	東京都女性活躍推進大賞の受賞実績あり		
	な し		
受賞年度	平成	年度	
女性活躍推進の実績点 (該当区分に○を付す)	1点 (あ り)	0点 (な し)	

注) ・この様式は、当該発注工事が共同企業体への発注の場合に用いる様式である。

・構成員いずれかの実績を対象とする。

・「公表事項」の内容に基づき、該当する「女性活躍推進の実績」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、贈呈された賞状等の書状の写しを添付すること。「女性活躍推進の実績」が無い場合は「受賞実績」の欄の「なし」に○を付し、女性活躍推進の実績点の欄の「0点」に○を付すこと。

資格区分

コード	資格区分	1級	2級	その他
1	建設業法第7条第2号イ該当(指定学科卒業後3年又は5年の実務経験)			1
2	建設業法第7条第2号ロ該当(10年の実務経験)			1
3	建設業法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)(大臣認定者)			1
4	建設業法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)(大臣認定者)			1

コード	資格区分	業種	実務経験	1級	2級	その他
111	1級建設機械施工技士	土・と・ほ		3		
212	2級建設機械施工技士	土・と・ほ			2	
113	1級土木施工管理技士	土・と・石・鋼・ほ・しゅ・塗・水		3		
214	2級土木施工管理技士(土木)	土・と・石・鋼・ほ・しゅ・水			2	
215	2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)	塗			2	
216	2級土木施工管理技士(薬液注入)	と			2	
120	1級建築施工管理技士	建・大・左・と・石・屋・タ・鋼・筋・板・ガ・塗・防・内・絶・具		3		
221	2級建築施工管理技士(建築)	建			2	
222	2級建築施工管理技士(躯体)	大・と・タ・鋼・筋			2	
223	2級建築施工管理技士(仕上げ)	大・左・石・屋・タ・板・ガ・塗・防・内・絶・具			2	
127	1級電気工事施工管理技士	電		3		
228	2級電気工事施工管理技士	電			2	
129	1級管工事施工管理技士	管		3		
230	2級管工事施工管理技士	管			2	
133	1級造園工事施工管理技士	園		3		
234	2級造園工事施工管理技士	園			2	
以上は「建設業法」に定める資格						
137	1級建築士	建・大・屋・タ・鋼・内		3		
238	2級建築士	建・大・屋・タ・内			2	
239	木造建築士	大			2	
以上は「建築士法」に定める資格						
141	建設、総合技術監理(建設)	土・と・電・ほ・しゅ・園		3		
142	建設「鋼構造及びコンクリート」、総合技術監理(建設)「鋼構造及びコンクリート」	土・と・電・鋼・ほ・しゅ・園		3		
143	農業「農業土木」、総合技術監理(農業)「農業土木」	土・と		3		
144	電気・電子、総合技術監理(電気電子)	電・通		3		
145	機械、総合技術監理(機械)	機		3		
146	機械「流体工学」又は「熱工学」、総合技術監理(機械)「流体工学」又は「熱工学」	管・機		3		
147	上下水道、総合技術監理(上下水道)	管・水		3		
148	上下水道「上水道及び工業用水道」、総合技術監理(上下水道)「上水道及び工業用水道」	管・井・水		3		
149	水産「水産土木」、総合技術監理(水産)「水産土木」	土・と・しゅ		3		
150	森林「林業」、総合技術監理(森林)「林業」	園		3		
151	森林「森林土木」、総合技術監理(森林)「森林土木」	土・と・園		3		
152	衛生工学、総合技術監理(衛生工学)	管		3		
153	衛生工学「水質管理」、総合技術監理(衛生工学)「水質管理」	管・水		3		

154	衛生工学「廃棄物管理」、総合技術監理(衛生工学)「廃棄物管理」	管・水・清		3	
以上は「技術士法」に定める資格					
155	第1種電気工事士	電			2
256	第2種電気工事士	電	3年		1
258	電気主任技術者(第1～3種)	電	5年		1
以上は「電気工事士法」、「電気事業法」に定める資格					
259	電気通信主任技術者	通	5年		1
以上は「電気通信事業法」に定める資格					
265	給水装置工事主任技術者	管	1年		1
以上は「水道法」に定める資格					
168	甲種消防設備士	消			2
169	乙種消防設備士	消			2
以上は「消防法」に定める資格					
171	建築大工(1級)	大			2
271	建築大工(2級)	大	3年		1
172	左官(1級)	左			2
272	左官(2級)	左	3年		1
173	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工(1級)	と			2
273	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工(2級)	と	3年		1
166	ウェルポイント施工(1級)	と			2
266	ウェルポイント施工(2級)	と	3年		1
174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級)	管			2
274	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(2級)	管	3年		1
175	給排水衛生設備配管(1級)	管			2
275	給排水衛生設備配管(2級)	管	3年		1
176	配管「建築配管作業」・配管工(1級)	管			2
276	配管「建築配管作業」・配管工(2級)	管	3年		1
177	タイル張り・タイル張り工(1級)	タ			2
277	タイル張り・タイル張り工(2級)	タ	3年		1
178	築炉・築炉工(1級)・レンガ積み	タ			2
278	築炉・築炉工(2級)	タ	3年		1
179	ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工	石・タ			2
279	ブロック建築・ブロック建築工(2級)	石・タ	3年		1
180	石工・石材施工・石積み(1級)	石			2
280	石工・石材施工・石積み(2級)	石	3年		1
181	鉄工「製缶作業、構造物鉄工作業」・製缶(1級)	鋼			2
281	鉄工「製缶作業、構造物鉄工作業」・製缶(2級)	鋼	3年		1
182	鉄筋組み立て・鉄筋施工(1級)(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)	筋			2
282	鉄筋組み立て・鉄筋施工(2級)(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)	筋	3年		1
183	工場板金(1級)	板			2
283	工場板金(2級)	板	3年		1
184	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」(1級)	屋・板			2

284	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」(2級)	屋・板	3年			1
185	板金・板金工・打出し板金(1級)	板			2	
285	板金・板金工・打出し板金(2級)	板	3年			1
186	かわらぶき・スレート施工(1級)	屋			2	
286	かわらぶき・スレート施工(2級)	屋	3年			1
187	ガラス施工(1級)	ガ			2	
287	ガラス施工(2級)	ガ	3年			1
188	塗装・木工施工・木工塗装工(1級)	塗			2	
288	塗装・木工施工・木工塗装工(2級)	塗	3年			1
189	建築塗装・建築塗装工(1級)	塗			2	
289	建築塗装・建築塗装工(2級)	塗	3年			1
190	金属塗装・金属塗装工(1級)	塗			2	
290	金属塗装・金属塗装工(2級)	塗	3年			1
191	噴霧塗装(1級)	塗			2	
291	噴霧塗装(2級)	塗	3年			1
167	路面標示施工	塗			2	
192	畳製作・畳工(1級)	内			2	
292	畳製作・畳工(2級)	内	3年			1
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)	内			2	
293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(2級)	内	3年			1
194	熱絶縁施工(1級)	絶			2	
294	熱絶縁施工(2級)	絶	3年			1
195	建具製作・建具工・木工「建具製作作成」・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)	具			2	
295	建具製作・建具工・木工「建具製作作成」・カーテンウォール施工・サッシ施工(2級)	具	3年			1
196	造園(1級)	園			2	
296	造園(2級)	園	3年			1
197	防水施工(1級)	防			2	
297	防水施工(2級)	防	3年			1
198	さく井(1級)	井			2	
298	さく井(2級)	井	3年			1
以上は「職業能力開発促進法」に定める資格						
61	地すべり防止工事士	と・井	1年			1
62	建築設備士	電・管	1年			1
63	1級計装士	電・管	1年			1
以上は民間資格						

・実務経験については、合格後に要する期間とする。

ただし、職業能力開発促進法に定める資格について、平成16年4月1日時点で合格していたものについては、合格後1年以上の実務経験を要するものとする。